

日本農業教育学会誌に掲載された論文の再掲載（機関リポジトリ）要領

（令和元年10月9日改定）

日本農業教育学会の刊行する日本農業教育学会誌に掲載された論文の著作権は、投稿規定により本学会に帰属することになっていますが、機関リポジトリに取り組んでいる機関からの申請があれば、審査を行い、再掲載を許可することがあります。

日本農業教育学会誌に掲載されている論文について機関リポジトリへの掲載を希望される機関は、以下の手続きに従って申請を行って下さい。

- 1) 申請書を学会ホームページよりダウンロードし、必要事項を記入して郵便または電子メールに添付して本学会事務局へ提出して下さい。
- 2) 機関リポジトリへの掲載の是非について、編集委員会で審議・承認します。
- 3) 編集委員会で機関リポジトリへの掲載が承認された場合、日本農業教育学会 会長が許可書を発行いたします。なお、不許可の場合、その旨を郵便または電子メールにてお伝えします。
- 4) 許可書を受け取られたら、著者より論文の原稿を入手し、申請者の所属機関のホームページで掲載して下さい。

なお、以下の点に注意して下さい。

- ・申請毎に許可書を作成すること
- ・著作権は日本農業教育学会に帰属すること
- ・機関リポジトリの公開にあたっては出典を明記すること
- ・日本農業教育学会誌に掲載された論文と、リポジトリ登録用に著者が提出した論文内容に相違がないこと
- ・再掲載の対象は、学会誌の発行日以降の紙面とすること
- ・許可された機関リポジトリ登録以外には使用しないこと
- ・主著者・共著者の承諾を得ること
- ・機関リポジトリ登録の結果生ずる一切の責任は申請者が負うこと

以上